

# 生命保険信託の ご案内



# もう一度考えてみませんか あなたがなくなった後の大切な人のこと

「大切な人にお金を残したい」

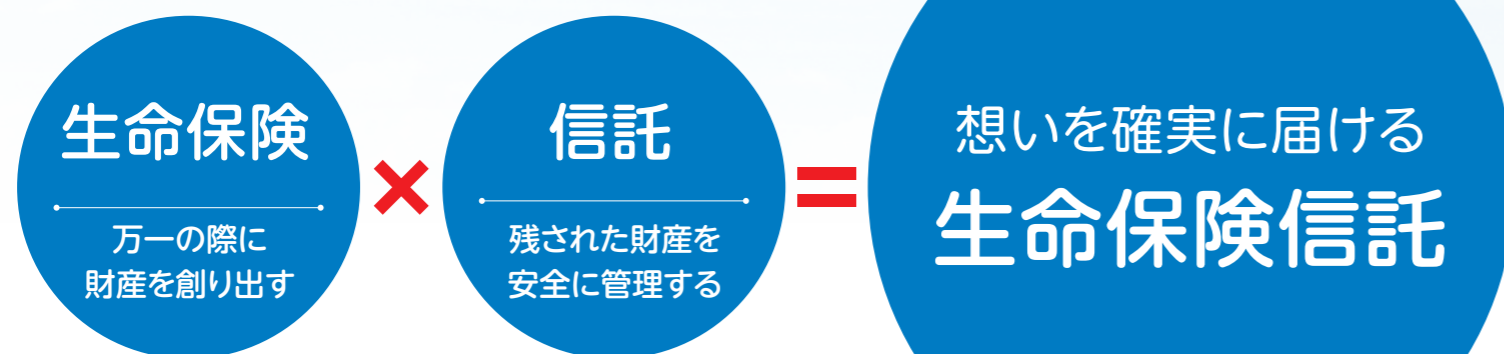
お客様の多くは、そのような想いを込めて生命保険にご加入されます。

ただ、保険金をお届けした「その後」まで考えたことがある人は、  
どれくらいいるでしょうか。

保険金に込めた想いがしっかりと届くように  
お金を受け取った人が困らないように

もう一度、あなたがなくなった後の大切な人のことを考えてみませんか。

プルデンシャル信託が、そのお手伝いをさせていただきます。



## 【プルデンシャル信託】とは…

プルデンシャル信託は、生命保険信託を幅広く取り扱うことを目指し、プルデンシャル生命の100%子会社として、2015年9月に管理型信託会社として登録\*、同年10月から営業を開始しました。

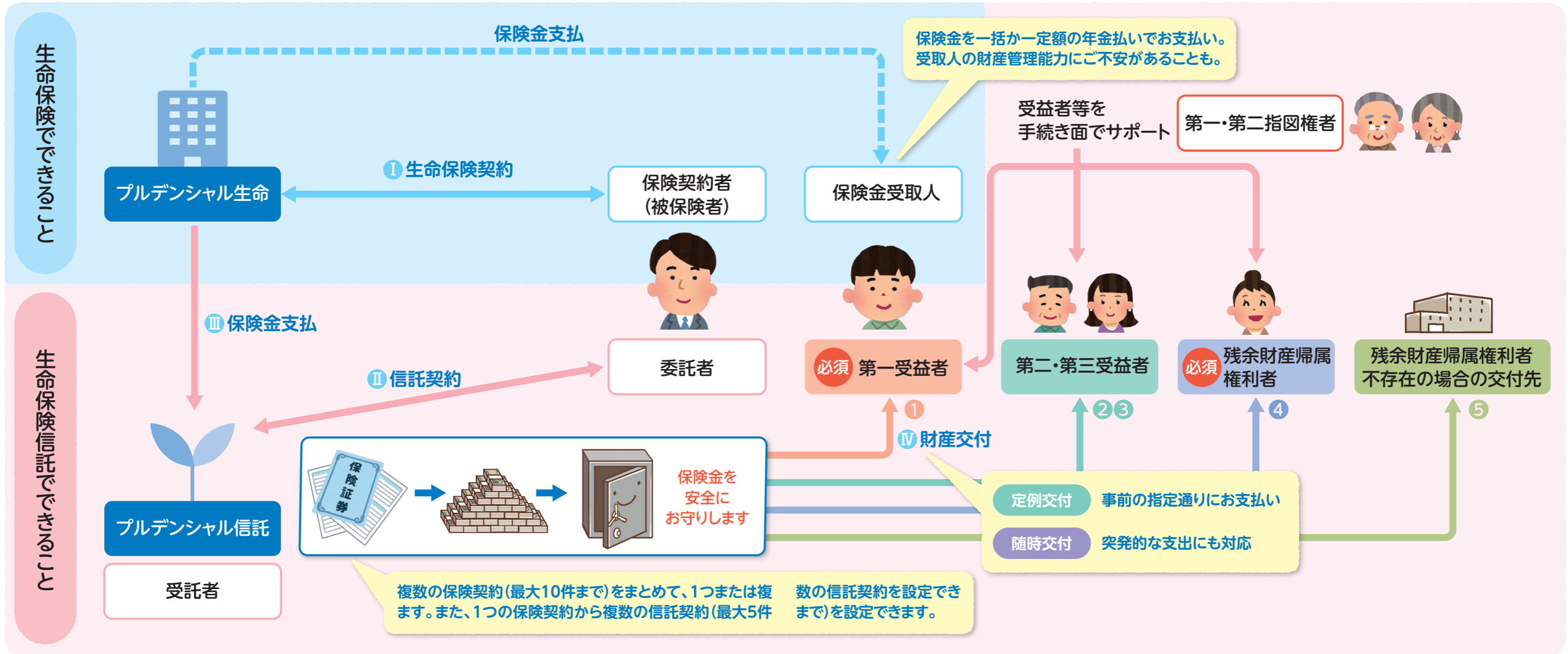
当社は、世界40カ国以上で様々な金融サービスをご提供している世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャルの一員でもあります。

\*登録番号:関東財務局長(信3)第14号

## INDEX

生命保険信託の仕組み	P3・4
取扱い条件	P5・6
ご活用事例	P7~14
1【独身の方】	P7
2【夫婦のみ世帯】	P8
3【配偶者に財産管理の負担をかけたくない方】	P9
4【夫婦同時死亡後のお子様のご心配な方】	P10
5【母子家庭／父子家庭の方】【離婚された方】	P11
6【再婚同士のご夫婦】	P12
7【障がいのあるお子様をお持ちの方】	P13
8【受益者の金銭管理が心配な方】	P14
一時金即日支払サービス	P15
随時交付	P16
口座事前登録サービス	P17
申込みにおける注意事項	P18
生命保険信託でかかる費用	P19
生命保険信託の課税関係	P20
お手続きの流れ	P21・22
よくあるご質問	P23・24
Love & Trust Letter記入例	P25・26

# 生命保険信託の仕組み



## 登場人物

委託者	自己の保険金を預ける人(保険の契約者 兼 被保険者)
受託者	保険金を託され預かる人(プルデンシャル信託)
受益者	信託財産を受け取る権利を持つ人 ①【第一受益者】一番目に信託財産を受け取る方 ②【第二受益者】第一受益者の次(※)に信託財産を受け取る方 ③【第三受益者】第二受益者の次(※)に信託財産を受け取る方
残余財産帰属権利者	④全受益者の死亡/交付期間終了後の信託財産の残りを一括で受け取る方
残余財産帰属権利者不在の場合の交付先	⑤全受益者、残余財産帰属権利者の死亡後の信託財産の残りを一括で受け取る団体
指図権者	受益者等を手続き面でサポートいただく方

取扱い条件についてはP.5、P.6をご参照ください

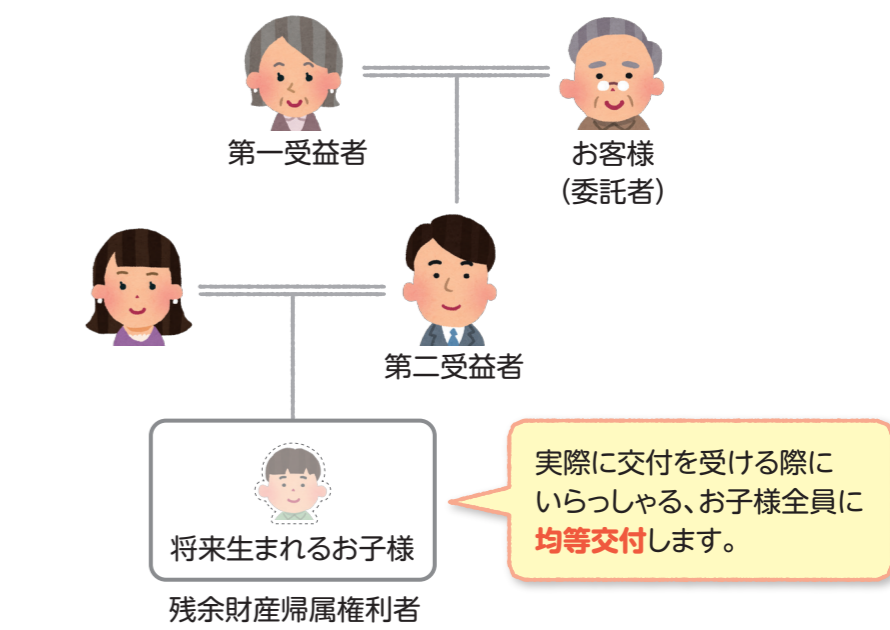
※死亡、もしくは交付期間が終了した場合

## 手続きの流れ

- I 生命保険契約** プルデンシャル生命との間で、生命保険契約を締結いただきます。
- II 信託契約** プルデンシャル信託(当社)との間で、信託契約を締結いただきます。
- III 保険金支払** プルデンシャル生命から当社へ保険金が支払われます。当社から受益者へ財産を交付します。
  - 定例交付** ①委託者死亡直後に一時金をお支払いする方法 ※詳細はP.15をご参照ください。  
 ②信託契約の内容に従ってお支払いする方法(一括・毎年・毎月から選択可能) 開始時期、終了時期は以下、①または②より選択いただけます。  
**【開始時期】** ①保険金支払い直後  
 ②〇年〇月以降  
**【終了時期】** ①期限なし(信託財産が無くなる、または受益者が亡くなるまで)  
 ②指定する期限まで
  - 随時交付** 突発的な支出が発生した時に請求いただく方法 ※詳細はP.16をご参照ください。
- IV 財産交付**



用語	設定要否	詳細
委託者	必須	自己の財産を預ける人 = 生命保険の契約者 兼 被保険者 <b>条件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プルデンシャル生命保険の生命保険にご加入されている方</li> <li>● 生命保険の申込形態において、契約者と被保険者が同一の契約の方</li> <li>● 日本国内に居住されている成人の方</li> </ul>
受託者	必須	財産を託され預かる人 = プルデンシャル信託株式会社
受益者	第一のみ 必須	託された財産を受け取る権利を持つ人 = 保険金を届けたい相手 残したい順番に、第一～第三まで設定可能です。 第一受益者は設定必須ですが、第二・第三受益者は任意でご設定ください。 <b>条件</b> ●日本国内に在住していること。 ※契約申込時に日本国内に在住していない場合はご設定いただけません。 <b>個人の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託契約設定時の生命保険契約の保険金受取人</li> <li>● 配偶者・二親等以内の血族</li> <li>● 三親等の血族・二親等以内の姻族(※1)</li> <li>● 四親等から六親等の血族・三親等の姻族(※1)</li> <li>● 婚約者・内縁パートナー・同性パートナー(※2)</li> </ul> (※1) 追加書類の提出など、当社が定める条件を満たした場合 (※2) 追加書類の提出や電話確認など、当社が定める条件を満たした場合 <b>個人でない場合</b> 下記に記載された団体に該当する場合、設定可能です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公益社団法人</li> <li>● 公益財団法人</li> <li>● 社会福祉法人</li> <li>● 独立行政法人</li> <li>● 学校法人</li> <li>● 宗教法人</li> <li>● 社会医療法人</li> <li>● 特定医療法人</li> <li>● 認定NPO法人</li> <li>● 国・地方公共団体</li> </ul>

用語	設定要否	詳細
残余財産帰属権利者	必須	全ての受益者が死亡、または交付期間が終了した場合に、信託財産の残りを一括で受け取る方。 設定可能な対象者は受益者と同条件ですが、残余財産帰属権利者に関しては以下の設定も可能です。 <残余財産帰属権利者にのみ設定可能> 「第一受益者の子供」、「第二受益者の子供」、「第三受益者の子供」 ※信託契約設定時にいらっしゃるお子様に加え、将来生まれるお子様も含め、実際に財産を受け取る際に現存するお子様全員が対象となります。 <b>【例】残余財産帰属権利者に「第二受益者の子供」を設定した場合</b> 
残余財産帰属権利者不在の場合の交付先	任意	全ての受益者が死亡、または交付期間が終了した場合で、残余財産帰属権利者が不在だった場合に、信託財産の残りを一括で受け取る団体。 この指定が無かった場合には、信託契約に基づき、信託財産の残りは委託者の法定相続人に支払われます。
指図権者	任意	万一の際の諸手続きを、受益者の代わりに行っていただく方。 1信託契約につき2名まで設定可能で、各指図権者がどの受益者をサポートするのかを決めることができます。1人の受益者に対して第一、第二指図権者まで設定した場合、第一指図権者が存在している間は、第二指図権者はお手続きできません。 <b>指図権者がサポートできるお手続き</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託者ご逝去の際のご連絡</li> <li>● 定例交付開始の申請手続き</li> <li>● 随時交付の申請手続き</li> </ul> <b>指図権者になれる人</b> 個人…指図行為能力のある方 法人…弁護士法人・司法書士法人・行政書士法人・税理士法人・社会福祉法人・社会保険労務士法人のいずれか ※当社では、委託者のご親族を設定いただくことを推奨しております。なお、プルデンシャル生命のライフプランナーは、原則、指図権者にはなれません。(ライフプランナーが委託者の親族である場合を除く)

# ご利用事例

## 1 【独身の方】

**A様の心配事**

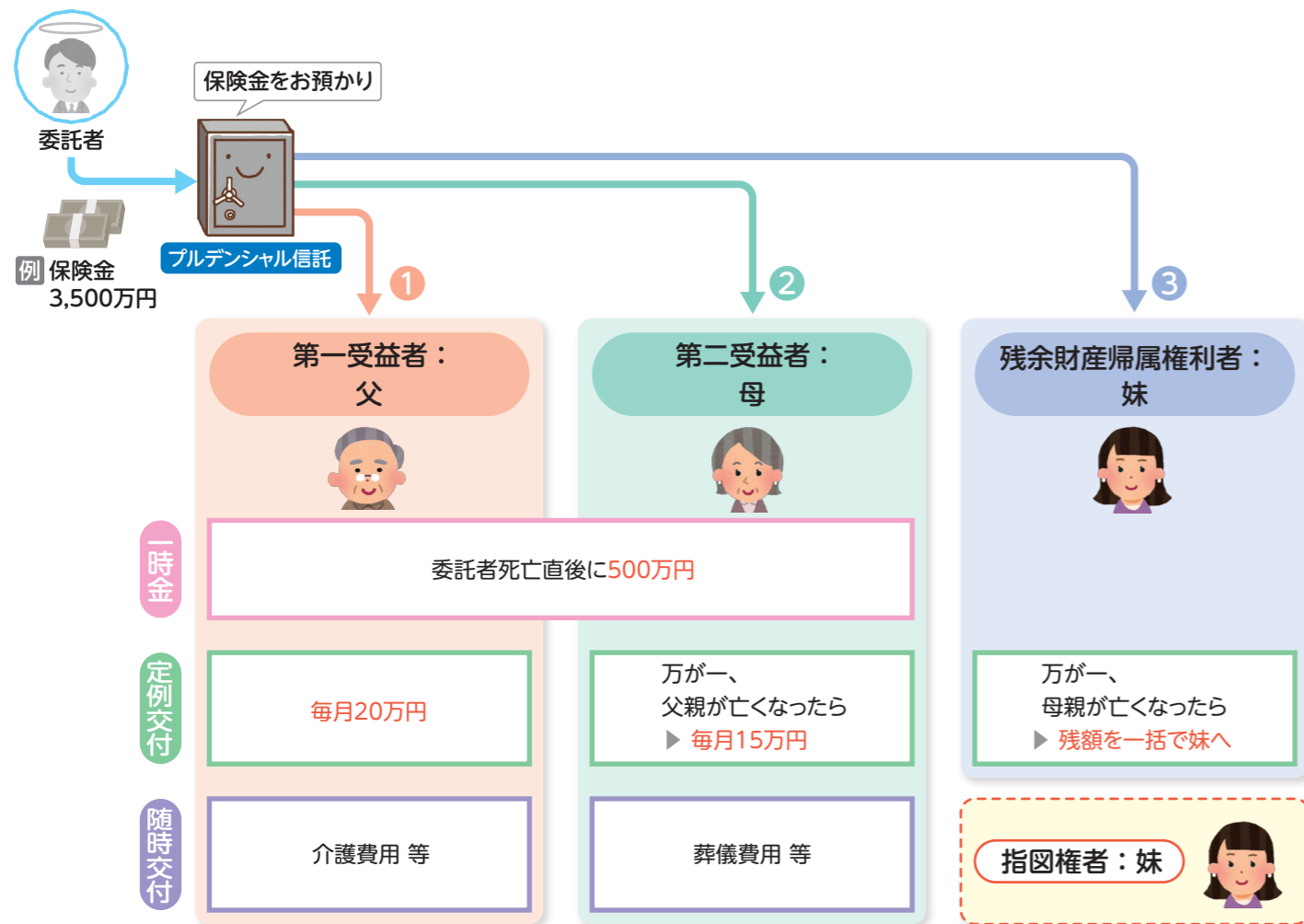
- 万が一、自分が先に亡くなった時の両親の老後の生活が心配だ。

**A様のご要望**

- 自身の葬儀代として、500万円の一時金を準備しておきたい。
- 将来の認知症のリスクなども考えて、両親には分割でお金が支払われるようにしたい。
- 「まずは父、次は母、最後に妹」の順番で残したい。
- 両親のサポート役は、妹に任せたい。

**Point**

A様が亡くなったら…



**Point**

- ① 保険金を残したい方に、残したい順番で届けることができます。
- ② 親を受益者、支払い方法を分割と設定することで、安全、確実にお届けすることができます。

## 2 【夫婦のみ世帯】

**C様の心配事**

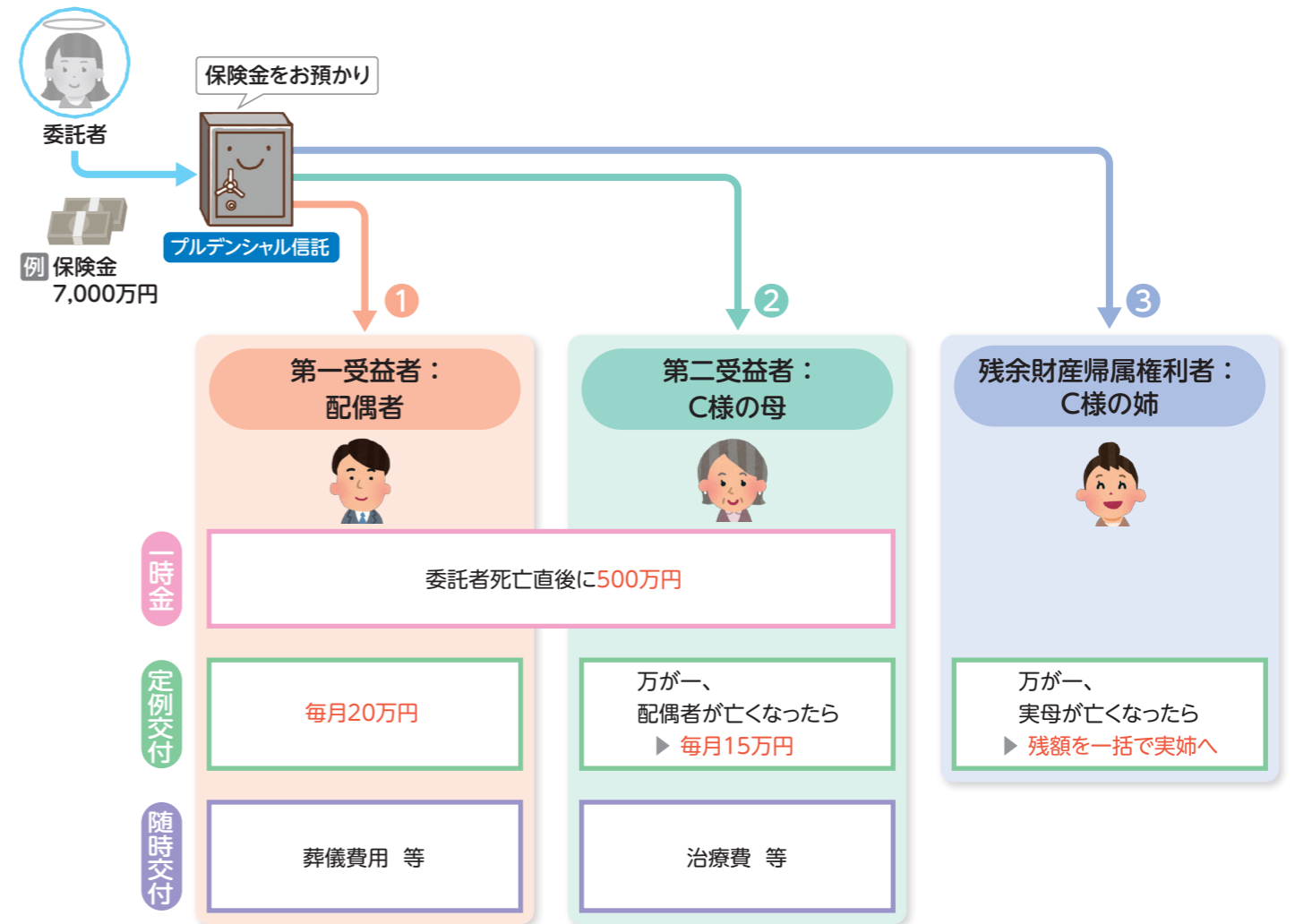
- 配偶者の法定相続人(親・兄弟姉妹・将来の再婚相手など)よりも自分の家族のことがより心配だ。

**C様のご要望**

- 自身の葬儀代として、500万円の一時金を準備しておきたい。
- まずは配偶者に残したい。
- 配偶者がなくなった場合、配偶者の法定相続人よりも優先して自分の親・兄弟姉妹にお金を届けたい。

**Point**

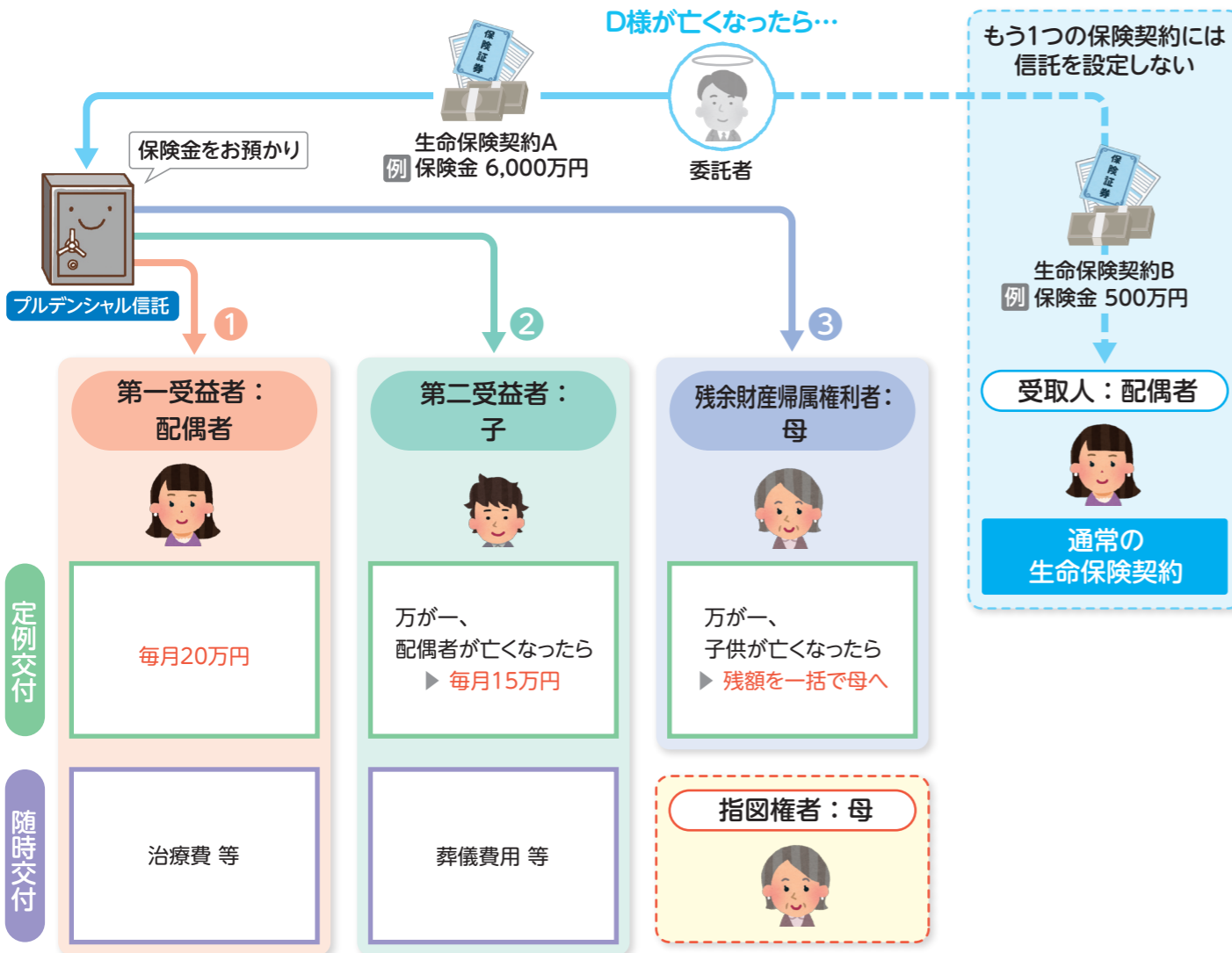
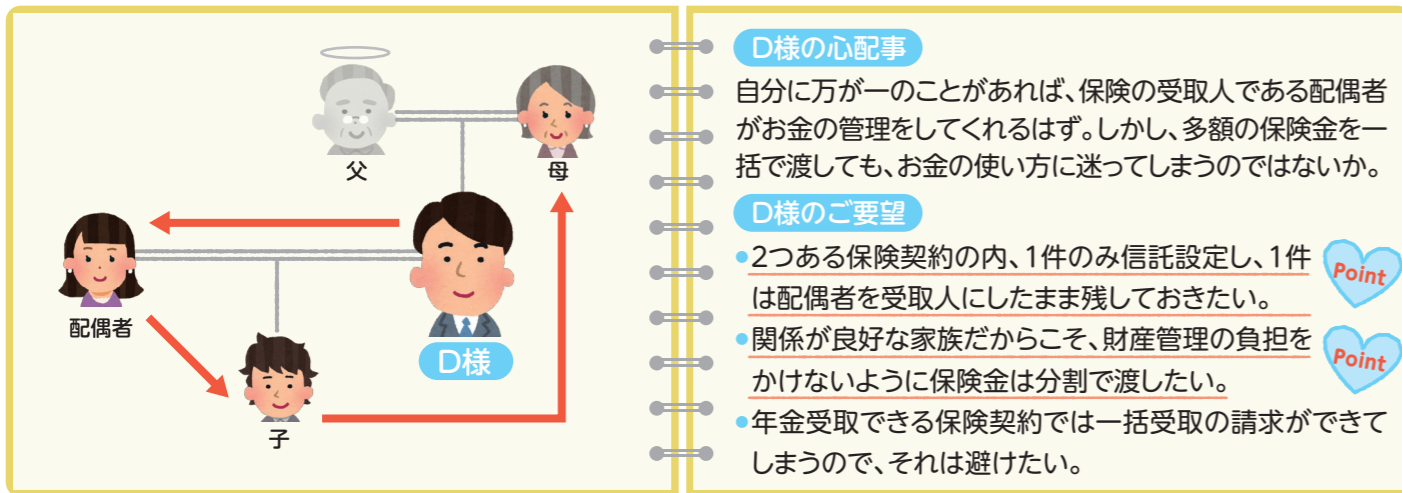
C様が亡くなったら…



**Point**

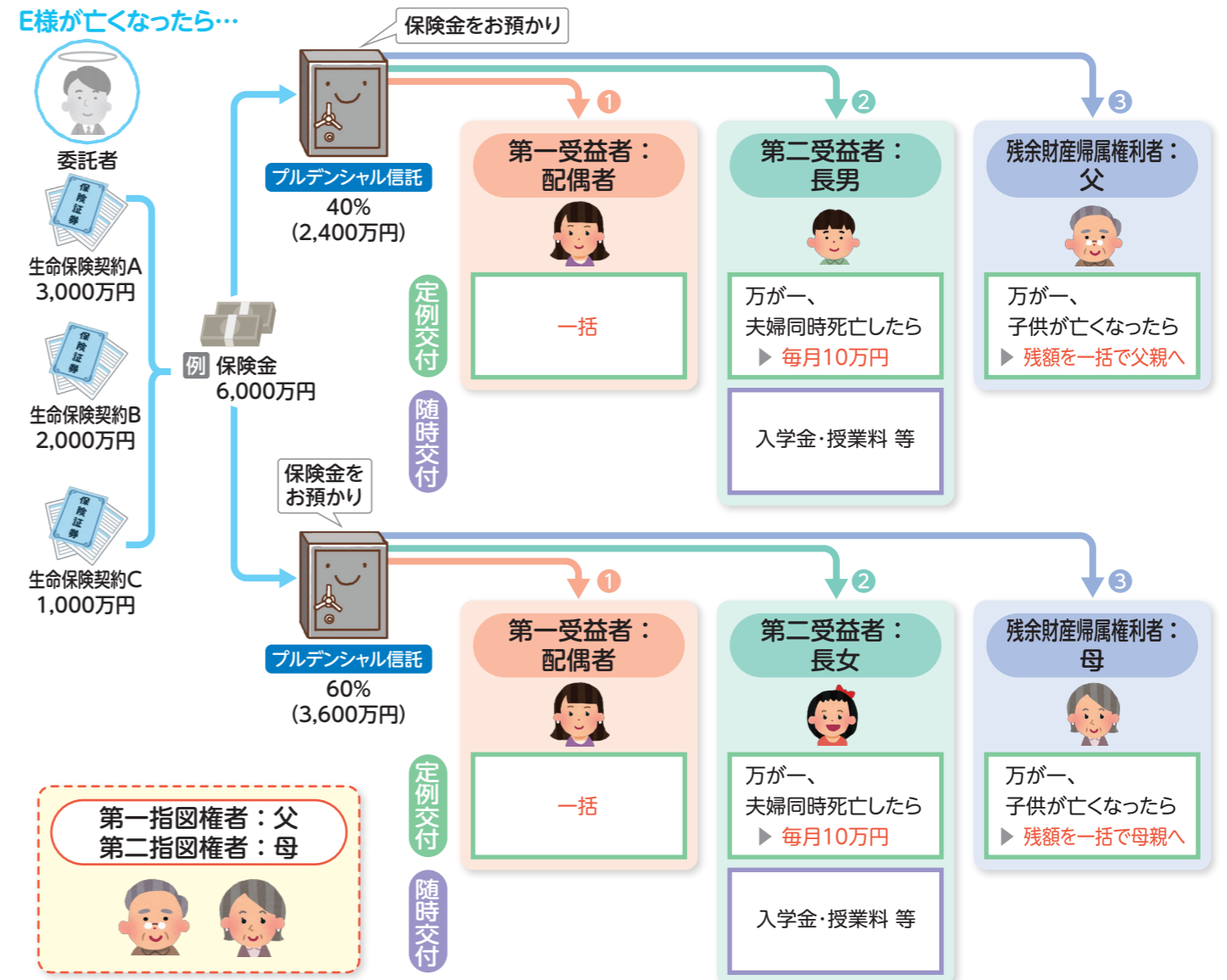
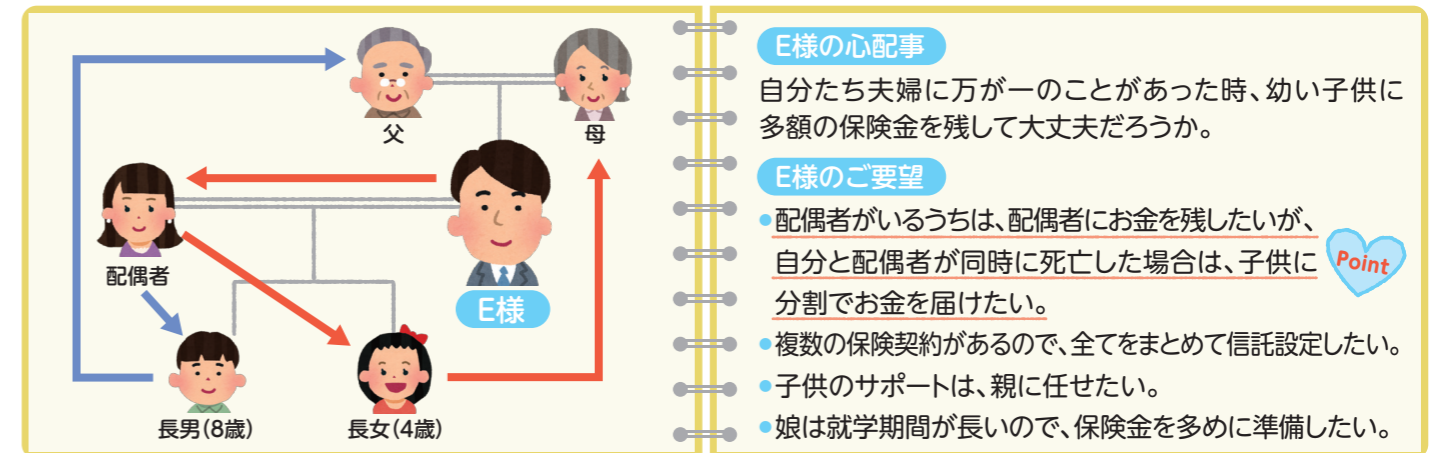
受取人が亡くなると、受け取った保険金の残額は受取人の法定相続人に相続されますが、信託を設定しておくことで、相続とは違うお金の流れをあらかじめ自分で決めておくことができます。

### 3 【配偶者に財産管理の負担をかけたくない方】



**Point** 保険契約の1つは、日々の安定した生活のための資金として生命保険信託を設定し、もう1件は、配偶者が自由に使えるように通常の生命保険契約で、というように、用途によって生命保険信託と保険を使い分けることができます。

### 4 【夫婦同時死亡後のお子様のご心配な方】

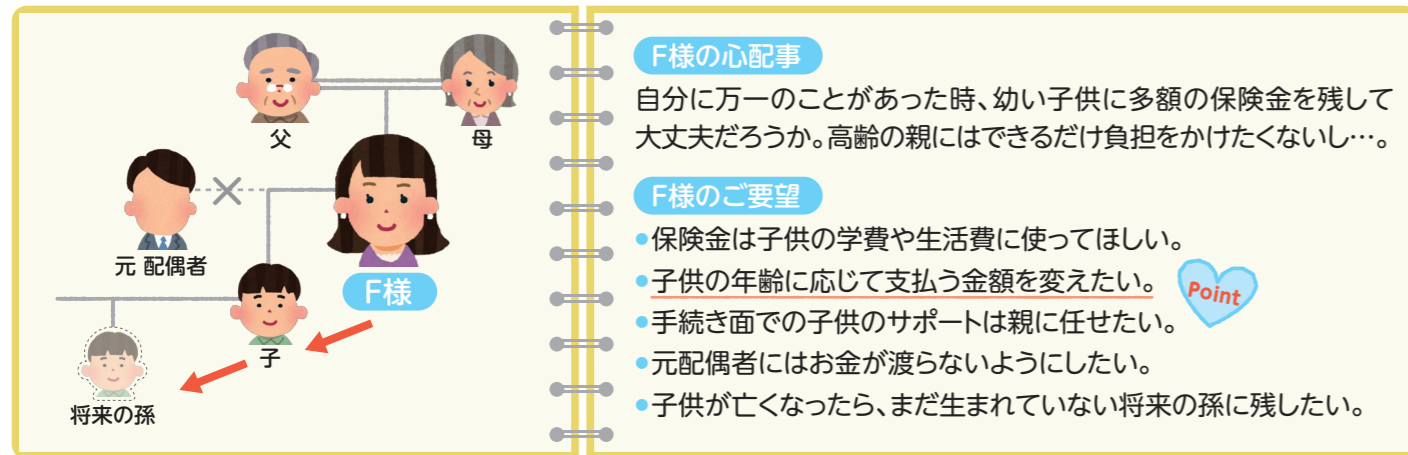


**Point**

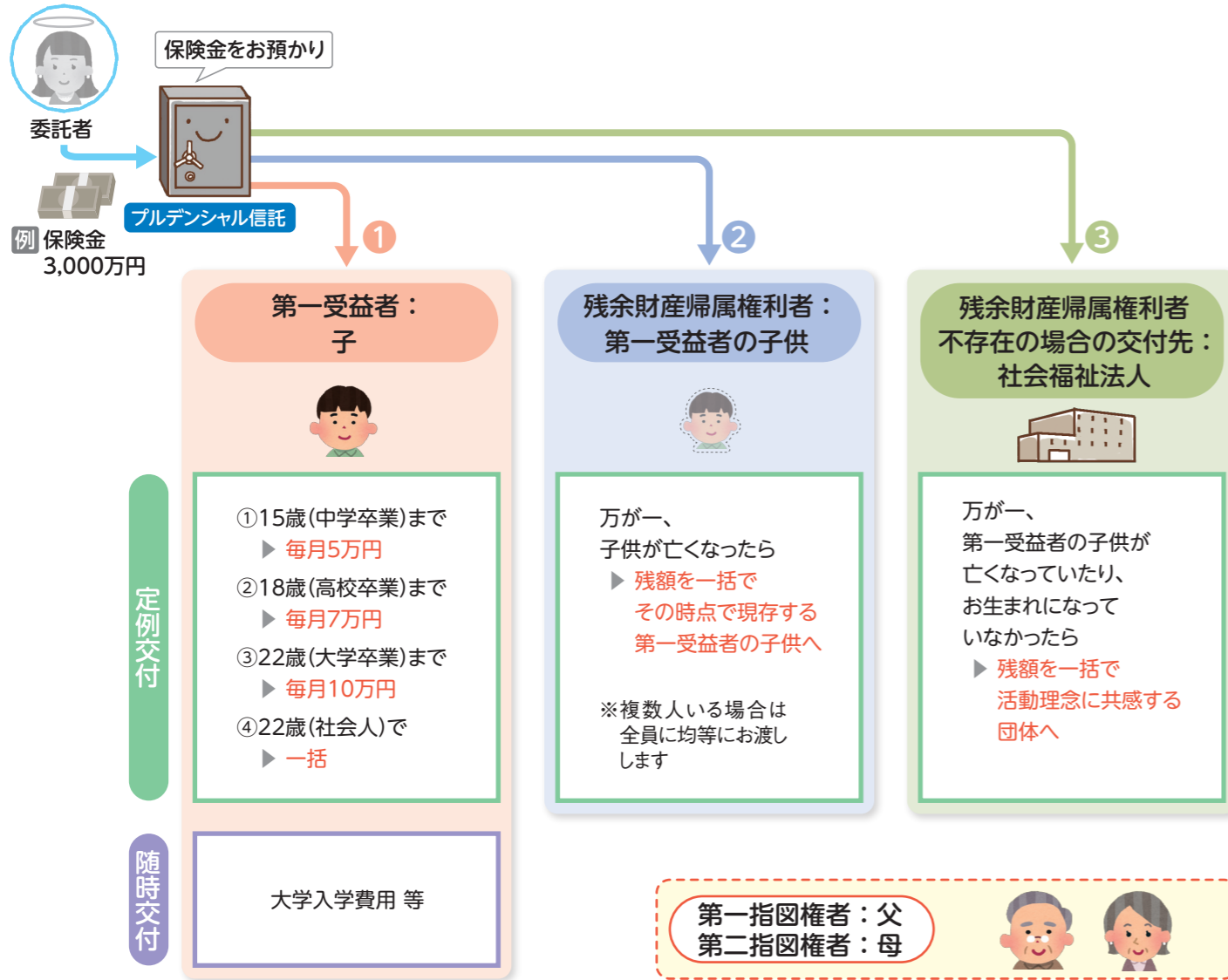
① 「第一受益者に配偶者」「交付方法を一括」と設定することで、配偶者をご存命のうちはその方に財産管理を任せることができます。ご夫婦同時にお亡くなりになった場合、第二受益者のお子様へ信託財産の交付を行います。

② 複数の保険契約をまとめて、そこから1つもしくは複数の信託契約を設定することができます。また、複数の信託契約を設定する際、それぞれの割合をご指定いただけます。

## 5 【母子家庭／父子家庭の方】【離婚された方】

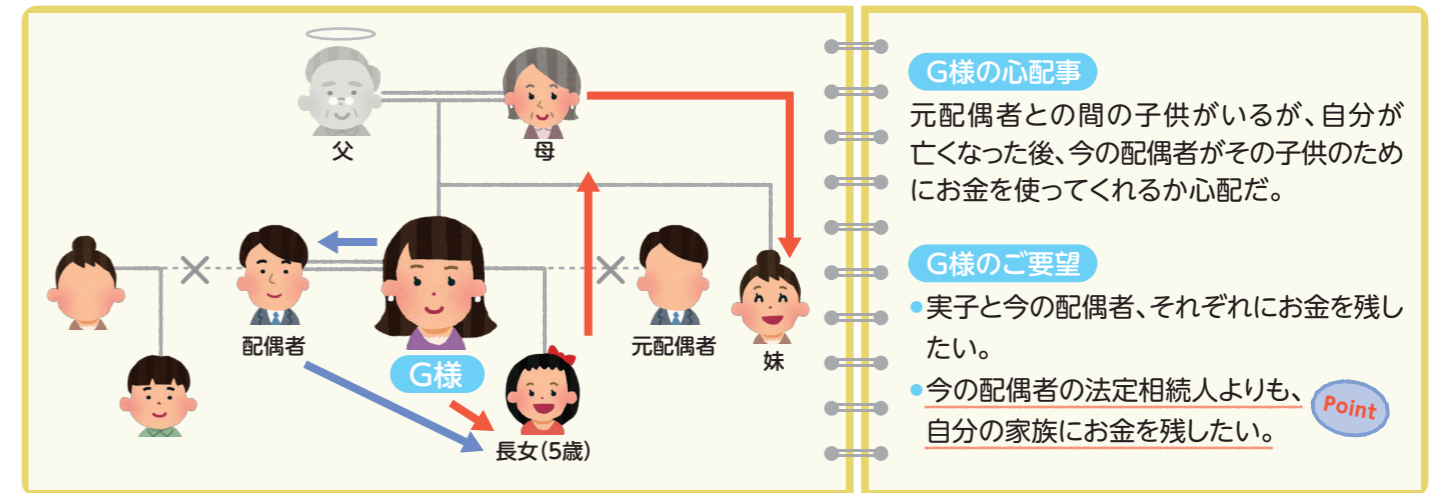


F様が亡くなったら…

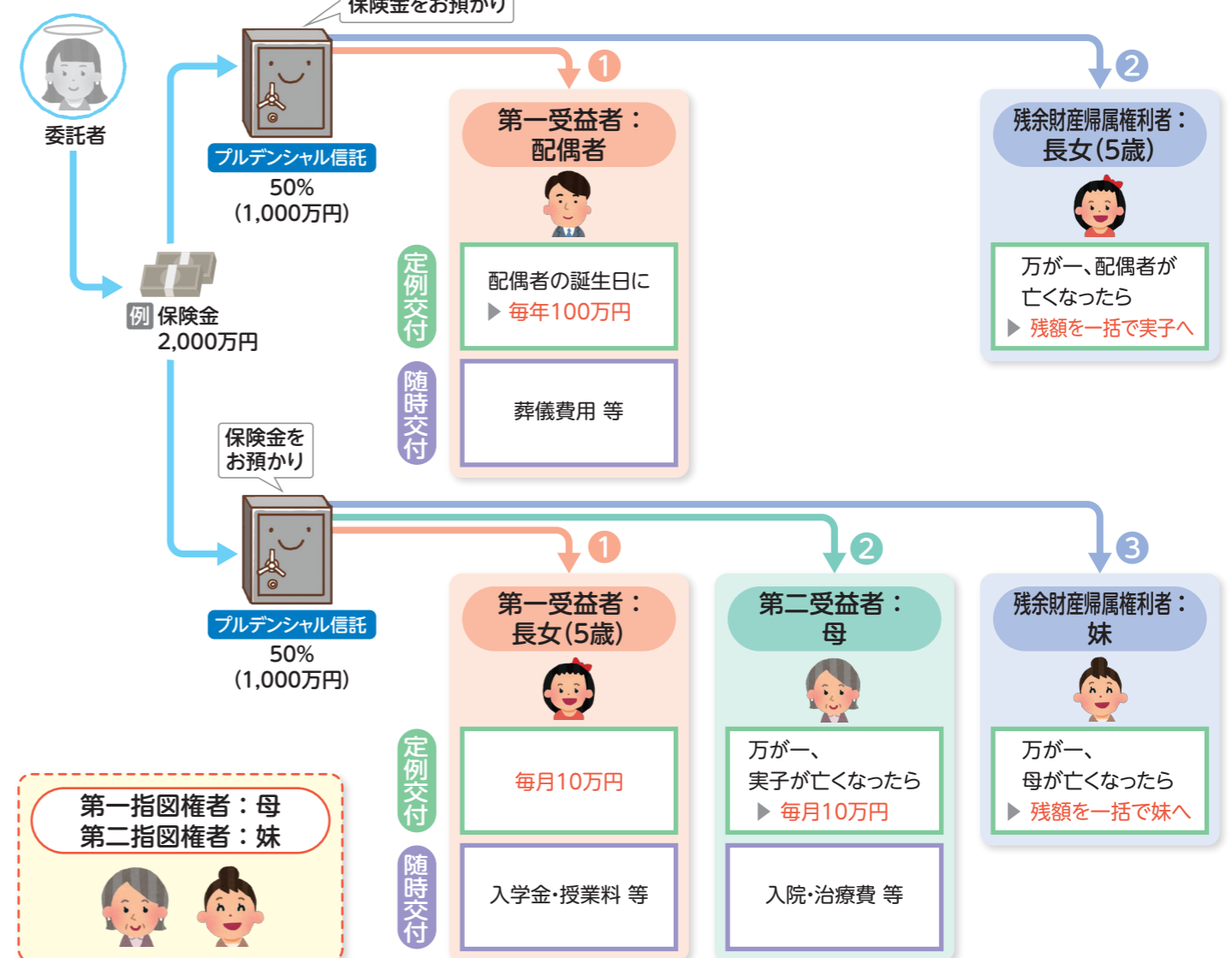


**Point** 受益者の年齢に応じて、あらかじめ最大5パターンまで支払金額・期間を設定することができます。また、残余財産帰属権利者に「第〇受益者の子供」と設定することで、将来お生まれになる受益者のお子様を指定することができます。また、残余財産帰属権利者不存在の場合の交付先に団体を設定しておけば、さらに安心です。

## 6 【再婚同士のご夫婦】



G様が亡くなったら…



**Point** ① 確実にお金を残したい相手を受益者に設定することで、意図しない相手へお金が渡る可能性を低くすることができます。  
② 1つの保険契約から、複数の信託契約を設定することができます。

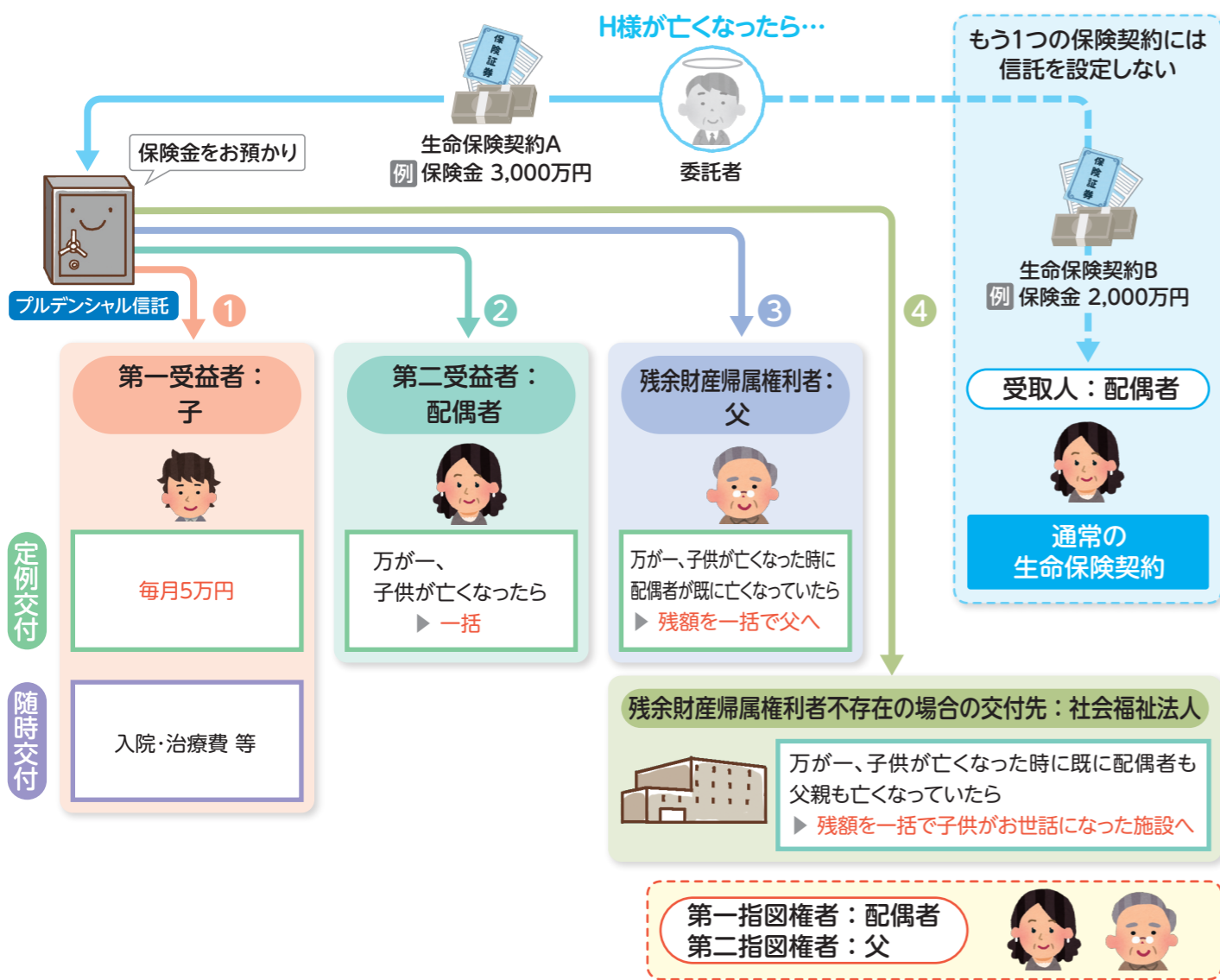
## 7 【障がいのあるお子様をお持ちの方】

**H様の心配事**  
 配偶者には自宅や死亡退職金を残す予定。保険金は配偶者と子供に分けて渡したい。ただ、障がいのある子供に多額の保険金を残すのは不安だ。

**H様のご要望**

- 子供には分割でお金を残したい。
- 子供が亡くなったら、配偶者に残したい。
- 子供が亡くなった時に、万が一配偶者が既に亡くなっていたら父親、父親も既に亡くなっていたらお世話になった施設にお金を残したい。
- 子供の入院費の支払等、突発的な支出が発生した場合は随時交付で対応してほしい。

**Point**



**Point** 「まずは子供、次は配偶者、その次は父へ」というように、保険金をお届けする方、お届けする順番をあらかじめ決めておくことができます。

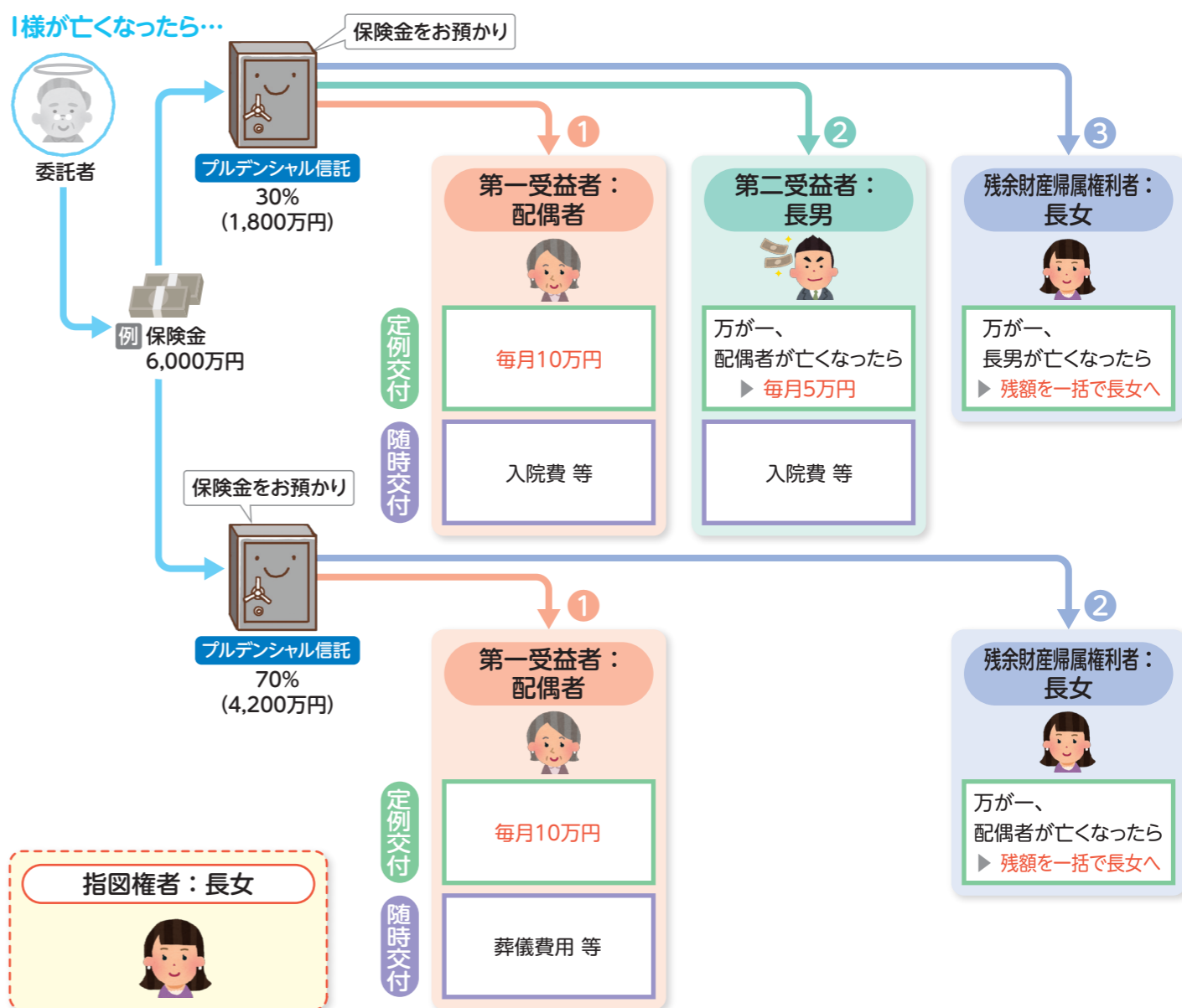
## 8 【受益者の金銭管理が心配な方】

**I様の心配事**  
 長男はお金があるとすぐに使い切ってしまう性格だが保険金という大きなお金を一度に渡して大丈夫だろうか。

**I様のご要望**

- まずは配偶者、次に子供たちそれぞれにお金を残したい。
- 長女はしっかりしており金銭管理能力に問題はないが、長男は心配なので少しずつ分割で渡したい。
- 長男のサポート役は長女に任せたい。

**Point**



**Point** 通常 生命保険でも年や月単位に分けて受け取ることを選択できますが、受取人が一括で支払うよう請求することもできます。そのため受取人の金銭管理に不安がある場合は、信託設定をしておく、受取人が保険金を一度に使ってしまうリスクを低減できます。



## 一時金即日支払サービス

委託者があらかじめ決めておいた一時金額を最短、即日でお支払いします。

委託者の未払いの医療費や、受益者が負担される葬儀代など、すぐに高額な支払いが必要とされる場合にお役立てください。

### ご注意ください点

- 一時金の設定は全受益者が対象です。なお、一時金を受け取ることができるのは、委託者がお亡くなりになった際に最初に受益権を取得した受益者のみです。
- 設定できる一時金の上限額は、一委託者あたり1,500万円です。  
信託契約を複数ご契約いただいている場合、通算した金額が1,500万円までとなります。
- 一時金額を設定できるのは、委託者のみです。  
受益者は一時金額を決定および変更はできません。
- 受益者は、「即日」か「即日ではない」支払いを選択いただけます。
- 一時金即日支払のお手続きは、受益者または指図権者から受付けます。
- 信託設定をしていない保険契約で、プルデンシャル生命保険株式会社の保険金即日支払サービス(FNB)を利用する場合、信託契約の一時金即日支払サービス利用分と合わせて、1,500万円まで利用可能です。
- 既に信託契約をお申込みいただいているお客様のご契約に一時金を追加する場合、お手続きが必要です。  
一時金を設定される際、変更手数料はかかりません。  
設定をご希望の場合はプルデンシャル生命保険株式会社のライフプランナー、もしくは当社へご一報ください。

## 随時交付

受益者が交付を受ける方法として、委託者が事前に支払い額や頻度を決めておく「定例交付」の他に、「随時交付」があります。定例交付の金額では賅えない突発的な支出が発生しても安心です。

### 随時交付の対象となる例

- 受益者の入院費、治療費、介護費用
- 受益者の学校入学金、習い事の費用
- 受益者が負担する相続税、贈与税
- 受益者が負担することとなった葬儀費用 など



### お手続きの方法

申請をご希望される際は、**受益者**もしくは**指図権者**からプルデンシャル信託にご連絡ください。

#### 【手続きに必要な書類】

- 随時交付依頼書
- 出費の事実が客観的に確認できる書類のコピー

※書類発行機関名、受益者の氏名、支払日、金額、用途の記載がある書類をご準備ください。  
※金銭信託設定(P.22)が完了後は、定例交付開始前でも随時交付の申請が可能です。



## 口座事前登録サービス

委託者がお亡くなりになり、受益者へ財産を交付する際の口座情報を、事前に設定しておくことが可能です。

事前に設定しておくことで、実際に受益者が金銭信託を開始する際のお手続きにおける口座設定を簡素化することが可能です。

### 登録いただける方

● 第一・第二・第三受益者

● 残余財産帰属権利者

※ただし、第〇受益者の子供(〇は一～三のいずれか)を設定いただいた場合を除く

### ご注意いただく点

● 受益者または残余財産帰属権利者、本人名義の口座に限ります。

● 各受益者および残余財産帰属権利者に対し、一口座のみ登録可能です。

※交付内容によって口座を変更することはできません。

● 金銭信託開始時には、受益者および残余財産帰属権利者(もしくは指図権者)へ、登録口座への交付で問題ないか確認します。

## 申込みにおける注意事項

### 保険契約について

● プルデンシャル生命保険の保険契約で、契約者と被保険者が同一の保険契約である必要があります。

● 信託設定できるのは、死亡保障がある保険であり、かつ保険契約が有効中のものに限り、

※保険料払込済、払済、延長、保険料払込免除のものを含まず。

※死亡保険金や満期保険金の支払事由が発生しているものは含みません。

● 信託設定する生命保険契約の最低保険金額には制限はありません。

● 信託設定すると、愛の割増年金特約(割増年金支払特約)は自動的に解約となります。

### 信託契約について

● 信託契約の委託者は、成人している必要があります。

● 委託者、受益者等の契約関係者は、すべて日本国内の在住者である必要があります。ただし、残余財産帰属権利者には第〇受益者の子供(〇は一～三のいずれか)を設定できます。

● プルデンシャル信託株式会社は、各種信託契約のお引受け、ご継続・維持管理、信託財産の交付・処分のために、業務上必要な範囲で、生命保険信託契約に設定された個人情報(受益者、残余財産帰属権利者および指図権者)を第三者(プルデンシャル生命保険株式会社等)に提供することがあります。申込前に委託者様より各個人へご説明、ご了解をいただきますようお願い申し上げます。申込時に委託者様から個人情報の取扱いについて同意をいただきます。詳細につきましては、プルデンシャル信託株式会社ホームページより個人情報保護方針をご参照ください。 <https://www.pru-trust.co.jp/privacy.html>

● 高度障害保険金、満期保険金、解約返戻金は信託の財源にはできません。

● 各生命保険契約において、死亡保険金の一部のみの信託設定はできません。

● 定例交付で設定する1回の交付金額は、最低1万円以上(1万円単位)で設定いただきます。

● 第一受益者を「団体」とする場合は、信託設定の背景などを確認させていただきます。

※保険契約と信託契約を同時にお申込みいただく場合は、第一受益者に団体を設定することはできません。

● 当社は円換算した死亡保険金を受領・管理するため、受益者への交付は日本円で行います。

※外貨建て保険の場合でも、外貨での交付はできません。

● 信託設定後に、保険契約の払済や減額、契約者貸付等の手続きをすることは可能です。

※信託財産が尽きて交付が終了するまでの期間は短くなりますのでご注意ください。

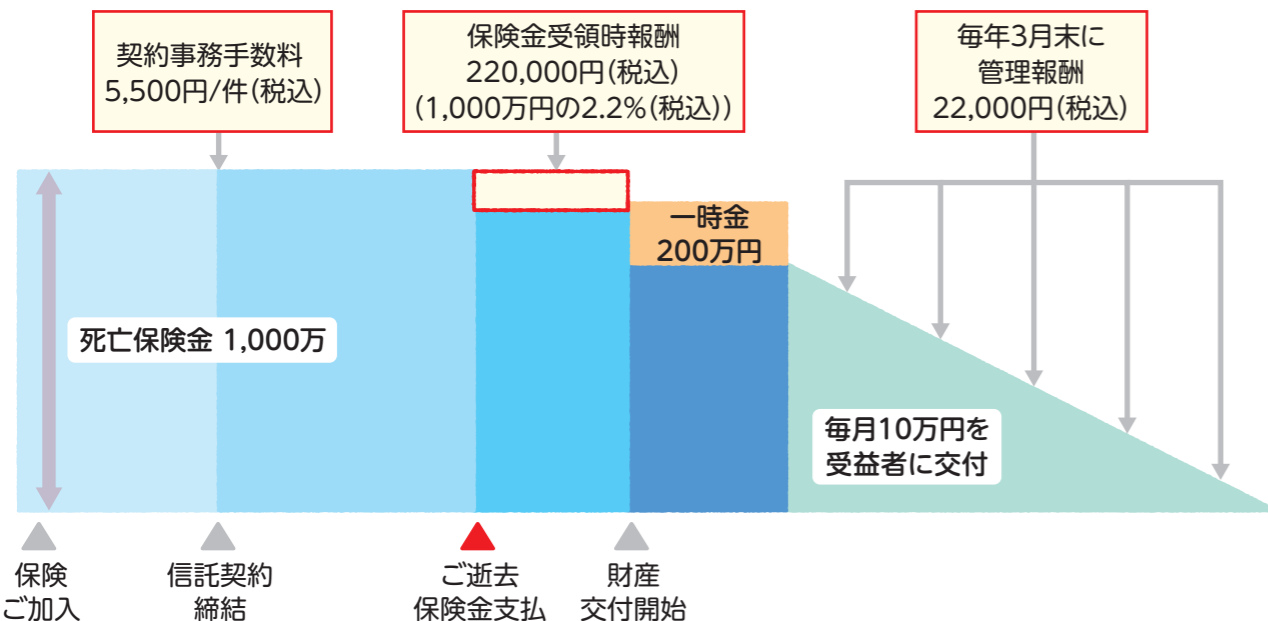
# 生命保険信託でかかる費用

生命保険信託をご契約いただくにあたり、次の信託報酬およびその消費税相当額が必要となります。これらの費用は、プルデンシャル信託が委託者または信託財産から収受します。

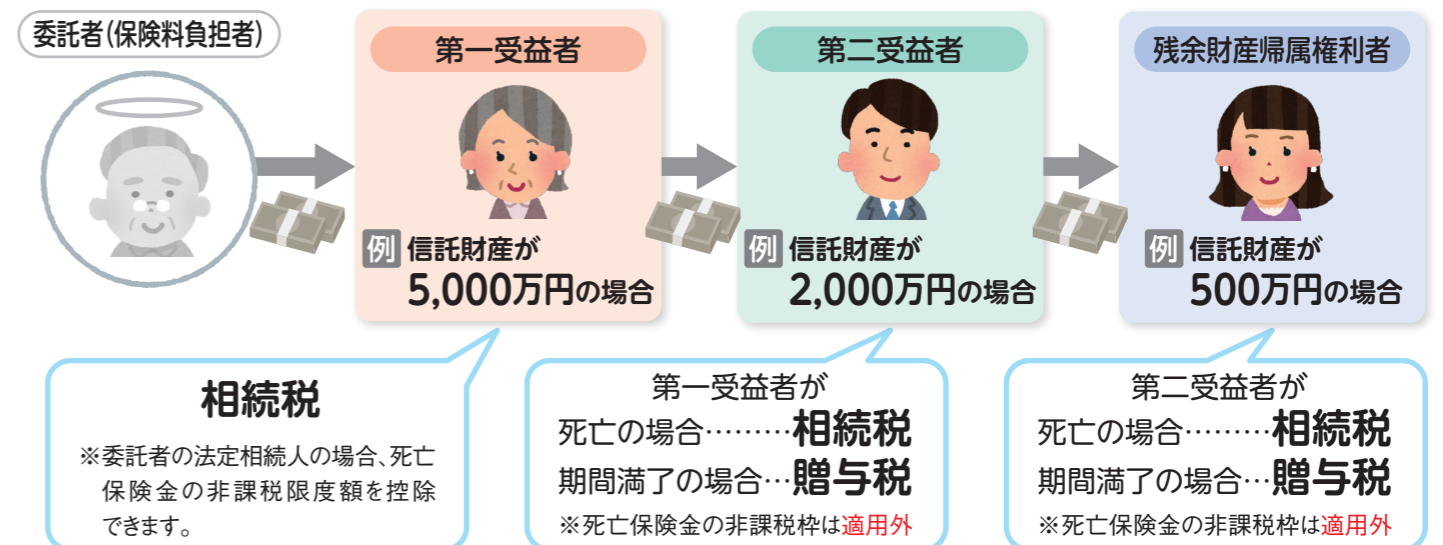
信託契約締結時	契約の引受審査や契約書作成の対価として、委託者より、信託契約1件当たり、 <b>5,500円(税込)</b> の契約事務手数料をいただきます。 ※契約が不成立となった場合は、契約事務手数料はかかりません。
契約内容変更時	内容変更の際の手数料はかかりません。 ※変更時の手続きの流れはP.21をご参照ください。
解約時	信託契約解約の際の手数料はかかりません。 ※契約事務手数料は返還いたしません。
金銭信託の開始時 (=死亡時)	保険金請求、信託設定事務の対価として、以下の金額を信託財産から収受します。 <b>【分割交付の場合】</b> 受領保険金総額 <sup>(※1)(※2)</sup> の <b>2.2%(税込)</b> を、保険金受領時報酬として信託財産から差し引きます。 ※1: 家族収入保険等の家族年金が信託財産に設定されている場合は、金銭信託開始時点での家族年金の年金現価を受領保険金総額とみなします。 ※2: 受領保険金総額には、定例交付において設定された一時金も含まれています。 <b>【一括交付の場合】</b> 信託契約1件当たり、一律 <b>110,000円(税込)</b> を、事務手数料として信託財産から差し引きます。
金銭信託開始後 ~ 信託終了まで	受益者に対する信託財産の定例交付開始以降、毎年3月末日時点 <sup>(※3)</sup> で信託財産の残高がある場合、信託財産の管理、信託財産の交付、取引報告書類等の作成事務、受益者の移行手続きの対価として、信託契約1件当たり、年額 <b>22,000円(税込)</b> を管理報酬として残高から差し引きます。なお、プルデンシャル信託は管理型信託会社であり、資産運用を行わないため運用費用はかかりません。 ※3: 3月末日時点で信託財産が22,000円(税込)を下回る場合は、信託財産全額を管理報酬として差し引きます。3月末日より前に信託契約が終了した場合は、管理報酬はいただきません。

## 費用負担のイメージ

例 保険金額1,000万円、一時金200万円、定例交付毎月10万円ずつの場合



# 生命保険信託の課税関係



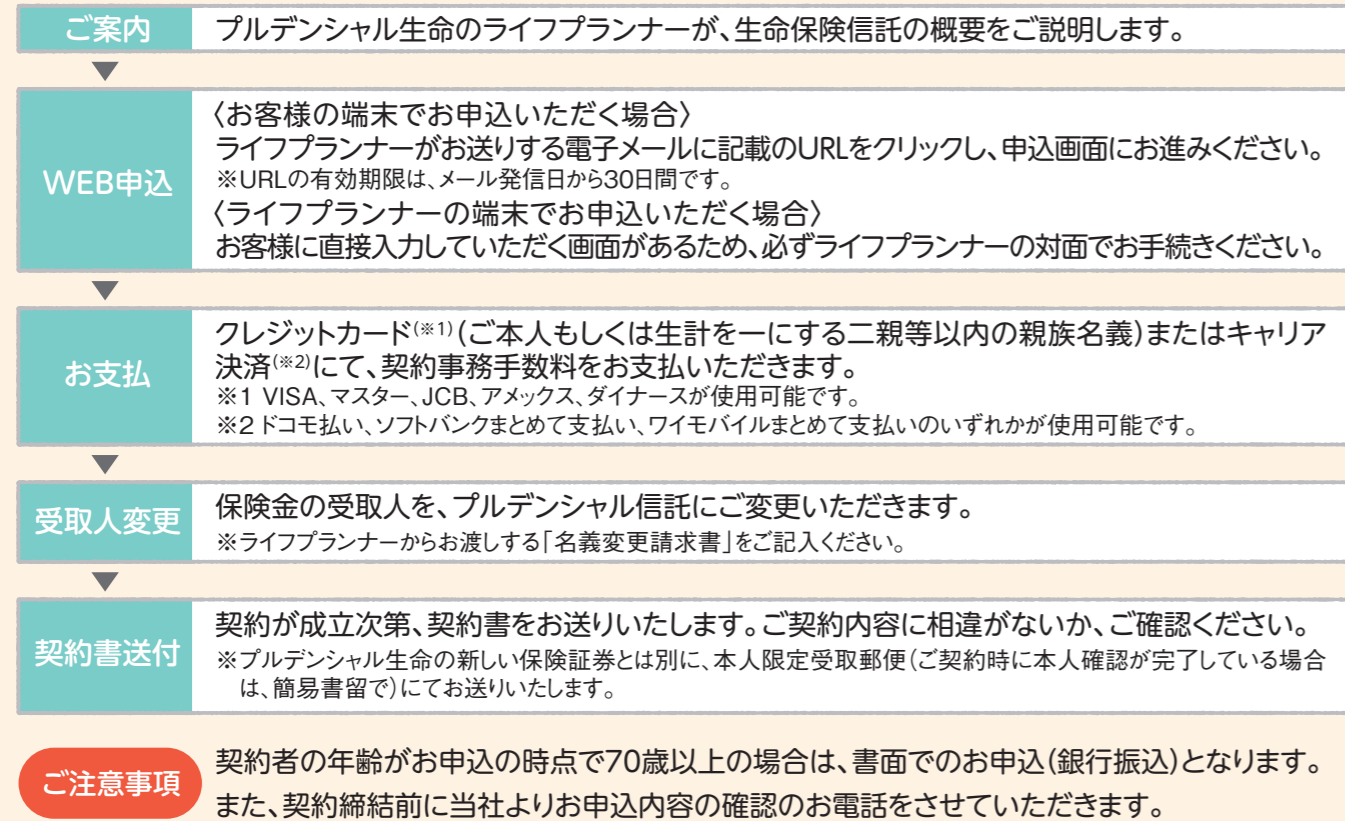
信託契約時	信託契約時点では、課税は生じません。
信託契約中	第一受益者が保険契約者(委託者)の配偶者、もしくはその他の親族 <sup>(※)</sup> である場合、生命保険料控除の対象になります。 ※6親等以内の血族、3親等以内の姻族

死亡保険金 お支払時	<p><b>【第一受益者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常の生命保険契約と同様、みなし相続財産として扱われます。受益者が委託者の相続人であれば、死亡保険金の非課税限度額を控除できます。</li> </ul> <p>&lt;家族収入保険等の家族年金が信託設定されている契約の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金銭信託開始年 「当社が保険金受領時報酬を信託財産から差し引くために家族収入保険等の家族年金をプルデンシャル生命に対し一部一括受取請求し受領した金額」、および、「当社が受領する家族年金の年金受給権評価額」に対して相続税が課税されます。 (所得税の計算上課税されるものではありません)</li> <li>● 2年目以降 「各年の家族年金<sup>(※1)</sup>のうちの一部」が雑所得となり、所得税の確定申告が必要となる場合があります。</li> </ul> <p><b>【第二受益者以降】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益権取得年 &lt;前の受益者死亡の場合&gt; 前の受益者から遺贈により取得したものと、「前受益者の死亡時点での信託財産(家族収入保険等の家族年金を信託財産としている契約の場合は年金受給権の評価額を加えた合計額)」に対して相続税が課税されます。 (所得税の計算上課税されるものではありません)</li> <li>&lt;前の受益者が存命の場合&gt; 前の受益者から贈与により取得したものと、「前受益者の交付期間満了時点での信託財産(家族収入保険等の家族年金を信託財産としている契約の場合は年金受給権の評価額を加えた合計額)」に対して贈与税が課税されます。 (所得税の計算上課税されるものではありません)</li> <li>● 2年目以降 「各年の家族年金<sup>(※1)</sup>のうちの一部」が雑所得となり、所得税の確定申告が必要となる場合があります。 ※1: 当社から受益者への支払額でなく、プルデンシャル生命から当社が受領する家族年金額に対して課税されます。</li> </ul> <p><b>【その他の注意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益者が公益団体等で、公益事業として信託財産を受け取る場合は非課税になります。</li> <li>● 信託財産からの個別の払い出しに対する課税はありません。</li> </ul>
---------------	---

※税務上の詳細な取扱いについては、税務署や税理士等の専門家にご相談ください。

# お手続きの流れ

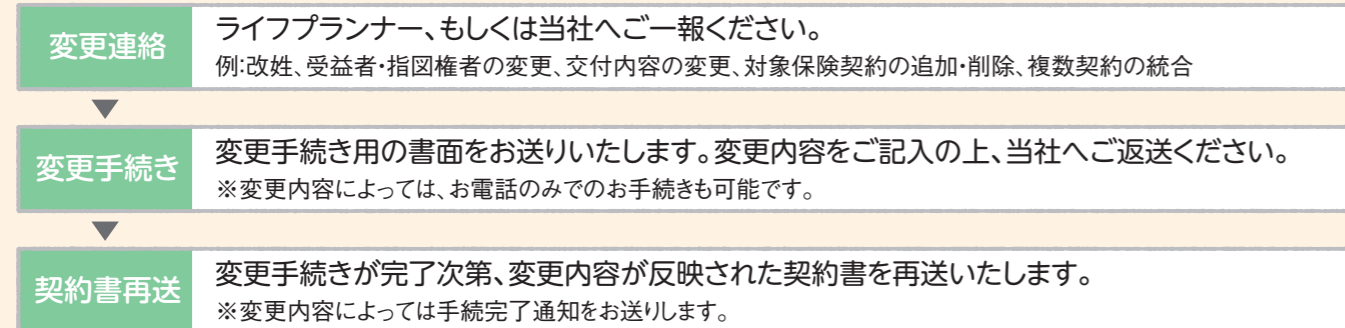
## ご契約時



## ご契約後～委託者をご逝去されるまで

委託者の方であれば、何度でも契約内容をご変更いただけます。また、変更手数料はかかりません。また、通常生命保険と同様、契約者貸付、自動振替貸付、減額、払済保険への変更等も可能です。

### 契約内容を変更したい場合



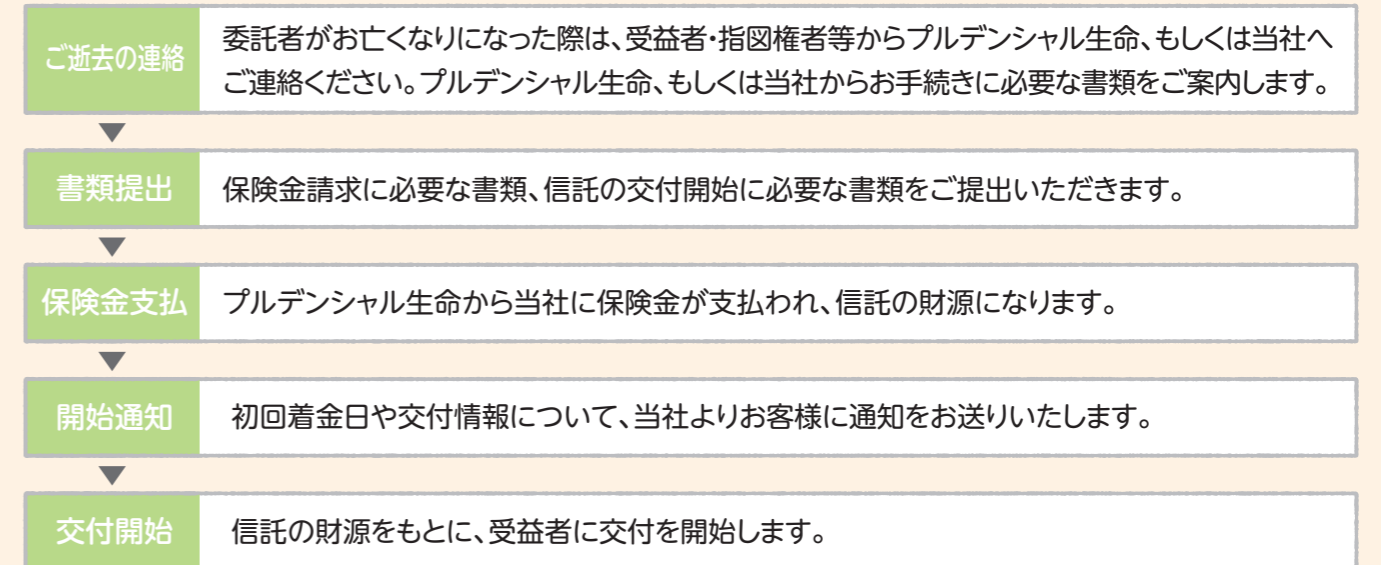
### 信託契約を解約したい場合

保険金の受取人を、プルデンシャル信託から通常の受取人に変更いただくことで、自動解約となります。ご希望の場合は、ライフプランナー、もしくは当社へご一報ください。なお、解約手数料はかかりません。

### 信託契約が終了となる場合の例

- 満期保険金、高度障害保険金が支払われた場合
- リビング・ニーズ特約により、信託設定されている保険金の全額を請求された場合
- 生命保険契約が満了、失効後復活期間満了、解約となった場合

## 保険金の請求～信託財産の交付



### 手続きに必要な書類

#### お客様にご用意いただく書類

- **死亡診断書**  
ご遺族、あるいは法定相続人が取得の上、プルデンシャル生命にご提出ください。
- **受益者の本人確認書類**
- **受益者以外の方(指図権者、親権者、後見人)がお手続きされる場合、その方の本人確認書類**

#### お客様にご記入いただくもの

- **金銭信託設定依頼書**  
信託財産の交付を開始するために、受益者の情報や、送金先口座<sup>(※)</sup>をご記入いただく書類です。受益者もしくは指図権者をご記入の上、プルデンシャル信託にご提出ください。  
※送金先口座は、国内にある金融機関の受益者本人名義の口座に限らせていただいております。
- **FATCAに関する自己宣誓書/納税者番号報告書/同意書**  
受益者が特定米国人または特定米国人所有の事業体に該当するか否かを申告いただく書類です。

#### 前受益者の死亡によって受益者が移行した場合は、以下の書類も必要です。

- **前受益者が亡くなったことが分かる住民票または戸籍謄(抄)本**

#### 受益者が団体の場合は、以下の書類も必要です。

- **団体の手続担当者の本人確認書類**
- **団体の印鑑登録証明書(発行から6ヶ月内のもの)**
- **登記簿謄(抄)本(発行から6ヶ月内のもの)**
- **委任状(兼)取引時確認に関する申告書**

## よくあるご質問

### Q 生命保険信託のメリットは何ですか？

A プルデンシャル信託が受取人となることで、保険金を安全に管理することができます。また、保険金を届ける順番、金額、頻度をあらかじめ決めておける点もポイントです。受取人の財産管理能力に不安がある場合や、受取人に財産管理の負担をかけたくない場合に、ご利用いただける仕組みです。

### Q プルデンシャル生命以外の保険契約に信託を設定することはできますか？

A できません。

### Q 受け取った保険金を運用してもらうことはできますか？

A 当社は管理型信託会社のため、運用はできません。

### Q 信託財産の交付は外貨で受け取ることはできますか？

A できません。外貨建て保険をご契約の場合でも、日本円でのお支払となります。

### Q 信託を設定していても、保険における契約者貸付はできますか？

A できます。

### Q 生命保険契約が1つで、第一受益者に設定したい人が複数いる場合はどうしたらいいですか？

A 複数受益者に同時に交付したい場合は、信託契約を複数に分けていただく必要があります。生命保険契約が1つでも、それぞれの割合を指定いただくことで複数の信託契約を設定できます(信託における各手数料は、信託契約の件数ごとに発生します)。また、複数の生命保険契約を1つの信託契約にまとめることもできます。

### Q 信託契約の成立後、契約内容の変更はできますか？

A できます。ただし、契約内容を変更できるのは委託者のみですので、委託者がお亡くなりになった後は内容の変更はできません。また、変更手続きの際の費用はかかりません。

### Q 既に成立している信託契約に、対象となる保険契約を追加することはできますか？

A できます。また、対象になっている保険契約の数を減らすこともできます。

### Q クレジットカードやインターネット環境を持っていないのですが、申込はできますか？

A できます。その場合は書面での手続きとなり、契約事務手数料は銀行振込にてご対応いただけます。申込に必要な書類は、プルデンシャル生命の担当ライフプランナーを通して、プルデンシャル信託にご請求ください。

### Q 指図権者と後見人の違いは何ですか？

後見人とは、被後見人の財産管理全般を行うことができる人です。成年後見人(親権者がいない未成年の場合は未成年後見人)などがそれにあたります。

A 一方、指図権者は、あくまで信託契約に関して受益者と同じようにお手続き<sup>(※)</sup>ができる人です。プルデンシャル信託は受益者名義の口座にお金を振り込みますが、当該口座からの引き出しや、その後のお金の使い方に関しては、指図権者の権限は及びません(指図権者が後見人と同一人である場合を除く)。

※委託者ご逝去の連絡、交付開始手続き、随時交付の申込、受益者の住所変更等

### Q 保険の免責事由に該当し、プルデンシャル生命から保険金が支払われなかった場合、信託契約はどうなりますか？

A 当社に保険金が支払われなかったため、信託契約は履行されません。

### Q プルデンシャル信託が経営破綻をしたらどうなるのですか？

信託法上、受託者は、信託財産に属する財産と受託者の固有財産とを分別して管理しなければいけない決まりになっています(分別管理義務)。そのため、受託者であるプルデンシャル信託が破綻しても、お客様の財産は保全されます。

A また、信託財産は受託者名義となりますが、上述の通り、受託者の固有財産とは区別された扱いを受けるため、受託者から独立した財産になります(信託財産の独立性)。受託者に対する債権者は、(受託者が信託事務を執行した結果として債権を取得した者などを除き)信託財産に属する財産に対して、強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行、国税滞納処分等を行うことができません。

### Q 生命保険信託で受け取った交付金は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の対象になりますか？

A 第一受益者が受け取る交付金は、保険金と同様、受取人固有の財産とみなされるため、原則、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の対象外です。

### Q 「特定贈与信託」との違いは何ですか？

特定贈与信託とは、障がいのある方をお持ちのご家族などが、ご自身亡き後の障がい者の生活を守るため、信託銀行に財産(金銭、有価証券、金銭債権など)を信託するものです。信託銀行は財産を管理・運用し、受益者である障がい者の方に、生活費や医療費として定期的に金銭を交付していきます。特別障害者は6,000万円、特定障害者は3,000万円の贈与税非課税枠が設けられています。

A 一方、生命保険信託は、信託銀行・信託会社が信託財産を受益者に交付する点では特定贈与信託と同じですが、特別障害者、特定障害者以外でも受益者に設定することができます。また、信託財産の対象は生命保険の死亡保険金・死亡給付金に限られます。贈与税非課税枠は設けられていませんが、第一受益者が委託者の法定相続人の場合、生命保険金と同様の非課税枠(500万円×法定相続人の数)が適用されます。

プルデンシャル信託では、特定贈与信託の取扱いはございません。特定贈与信託について詳細をお知りになりたい場合や、利用を検討される場合は、お近くの信託銀行にご確認下さい。

### Q 不動産を信託することはできますか？

A できません。当社はプルデンシャル生命の保険から創られる死亡保険金・死亡給付金のみを信託の対象としているためです。

## Love & Trust Letter 記入例

# Love & Trust Letter

### 生命保険信託を設定されたお客様の想い

〇〇(長男)、〇〇(次男)へ  
ふたりがママのもとに産まれてきてくれて本当にありがとう。  
急に大きなお金を持ったら困るかなと思ったので生命保険信託の仕組みを使うことにしました。  
学費・生活費に役立ててください。  
将来の夢を叶えてね。  
応援しています。

ママより

私は、妻と相談し、二人の子供たちが経済的に安心して暮らしていけるように、生命保険信託という形で想いを残すことにしました。  
保険金を一度にたくさん渡すと子供たちのためにならないと思いました。  
なので、多すぎず、少なすぎず、安心できるくらいのお金を定期的に天国から送ることにしています。  
お父さんからのギフトだと思って大切にに使ってもらえると嬉しいです。

お客様(委託者)がご家族(受益者)に向けたメッセージ「Love & Trust Letter」(テキストファイルで1,000文字以内)をプルデンシャル信託がお預かりし、万一のときに受益者にお届けします。



我が子へ、愛を込めて。  
毎月お金を安心安全に長く受け取れるよう生命保険信託契約をしました。  
贅沢はできないかもしれないけれど、このお金を大切に使ってください。  
自分が本当にやりたいこと、周りの人に何かあった時に役立ててください。  
周りの方々を愛し、愛される人間になってください。  
お金に負けない人になってください。

〇〇へ  
ママが困っているときやつらい時にいつも助けてくれたね。  
〇〇の優しい笑顔がママは大好きです。  
保険金を一括ではなく、分割で受け取る信託設定をしました。  
毎月の交付金額で足りない時は、随時交付請求もあるので、ライフプランナーさんに相談してね。  
〇〇の人生が素晴らしいものになること、〇〇の幸せをずっと見守っています。  
どんなときにも笑顔を忘れず自分の信じた道をまっすぐ進んでください。  
そして困っている人にいつでも手を差し伸べることができる優しさを大切にしてください。  
〇〇、ありがとう。



---

## プルデンシャル信託株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー  
<https://www.pru-trust.co.jp>

●電話でのお問い合わせ (国内通話料無料)

**0120-93-5524** ※携帯電話からもご利用になれます  
[受付時間] 9:30~12:00 / 13:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

●メールでのお問い合わせ

[inquiry@pru-trust.co.jp](mailto:inquiry@pru-trust.co.jp)